

西東京市子育て・子育てワイワイプラン  
(西東京市次世代育成支援行動計画)  
評価・検証報告書

西東京市子ども福祉審議会

平成 25 年 1 月 8 日

## 総括

平成 24 年 6 月～ 8 月、西東京市子育て・子育てワイワイプラン後期計画における 16 の重点的な取組みの中から、保育園・子育て支援施設・学童保育・児童館を対象として、西東京市において子どもの育ちがどこまで実現されているかについて評価・検証するために専門委員 3 名による訪問調査を実施した。

調査結果に基づき同年 8 月 31 日に、子ども福祉審議会の会長、同審議会から選出した 2 名の委員及び 3 名の専門委員による臨時会で調査の中間まとめを実施するとともに、同年 10 月 25 日の審議会において、計画の基本理念および基本方針に則して、評価・検証した結果、以下のとおり施策の改善に向けた 4 つの提言を行う。

### 【提言】

- 1 すべての子どものための基盤整備
- 2 情報化
- 3 連携の点検
- 4 研修のあり方・方法の点検

西東京市子育て・子育てワイワイプランでは、基本理念 2 に「すべての子どもと親への支援」が掲げられている。しかし、すべての子どもと親を支えることは容易いことではない。計画の基本理念・基本方針を踏まえて子ども・子育て施策の評価・検証をくり返していくことで、プランを実施することができる。

たとえば、基本方針 1「子ども参加」は、子どもの育ちを保障していくために不可欠の要素である。しかし、今回の調査で子ども参加の事例がみられたのは、ひばりが丘第一・第二学童クラブのみであった。ひばりが丘学童クラブでは、子ども中心の学童をめざして「4 年生会議」を実施している。これは、4 年生の自信を高めるとともに、下級生が「4 年生みたいになりたいな」とあこがれを強くし、子どもの主体的な動きを生み出す契機となっている。また、子ども参加は、権利侵害からの相談・救済にもつながることから、計画の全体における実施が強く望まれる。

また、各子育て支援施設においては、施設の特徴や機能を生かした支援実践が行われていた。具体的には、地域子育て支援センターは、保育園機能（園児交流・体験給食）や保育士・栄養士・看護師の専門職による支援、児童館は、乳幼児～学童期の継続的な利用と職員による見守り、「のどかひろば」は、自由に飲食できる部屋や父親も利用できる土・日曜日の開放などである。しかし、「すべての子どもと親への支援」の視点に立つならば、支援につながっていない親子の問題が深刻化する前に支援につなぐシステムをつくり出すことが必要である。

一方、近年保育園では、保護者が自身の欲求を満たすために、要求の高い保護者が増えている。保護者が社会的・精神的に自立できていない場合があり、保育園として介入・支援出来る場面に限界を感じていることも明らかになった。保護者の生活状況や身体・精神の状態を踏まえながら対応するためには、より高い専門的スキルと職員間の連携が求められるだけでなく、必要な時にはスーパーバイズが出来る機能を整備することが求められる。

このほかに、計画の評価・検証からみえてきたことがある。まず、計画の基本理念・基本方針に沿ったよい実践が「その現場」だけの実践にとどまっていることである。

よい実践は、何らかの形で共有し、行政や利用者、実践者など西東京市全体に広げていく必要がある。

一方で、よくない実践への対応である。現場で何らかの問題が生じている背景には、利用者との

コミュニケーションが取れていない事がみられた。しかし問題の背景は、こうした職員の力量不足ばかりではない。現場の方針が計画の基本理念・基本方針とずれている事が要因となっている場合もあった。このように、よくない実践がおこなわれる背景に、制度運用上の課題が隠れていないかどうか、常に検証していく必要がある。

#### 4つの提言と評価・検証

##### 1 すべての子どものための基盤整備

すべての子どもの成長発達を保障するためには、より目の届きにくい状況にある子どもに対し、もれのない支援の基盤整備をしていかねばならない。これまでは、早期に問題を発見することに重点をおいてきたが、支援の責任は基礎自治体に移る中で、基盤整備の視点としては予防と回復を視野に入れる必要がある。子どもの成長発達や子育て家庭が抱える問題は、問題が深刻になってから解決への支援をするよりも、できることなら問題が軽微なうちにその解決への支援を進めたい。特に身近な地域での支援はそうした配慮が重要である。また、子どもが回復していくための支援を地域が担っていけるような基盤整備が求められる。

(評価・検証)

課 題	事 例	重点的な取組み	基本方針
寄り添う支援によって子どもがおとなになることを支えつつあるが、予防的・回復支援の視点から中学・高校生世代の保護者や学校との連携の方法を見直す必要がある。また、支援方法を他の児童館や児童センターとも共有することで、西東京市全体ですべての子どもを支えるしくみをつくっていく必要がある。	ひばりが丘児童センターには、不登校の子どもや気になる子どもも多く訪れている。職員はできるだけ子どもに寄り添う支援を行っているが、中高生世代は小学生までと異なり子どもを通してしか保護者にアクセスする機会がない。そのため、何らかの問題が起こってからでないと保護者や学校との連携がとりづらい状況がある。	3 児童館、小学校、中学校の連携による地域における子どもの居場所の充実	1
		6 青少年支援の充実	2
学童がすべての子どもの育ちを保障できる「居場所」となるために、子どもの意見を聴きながら場を改善していく必要がある。具体的には、適正人数、障がいのある子どもが安心して過ごすことができる場づくり、職員の加配の検討が考えられる。	ひばりが丘第一・第二学童クラブは子どもが各 80 人という大規模学童である。そのため、出席確認や体調管理、早帰りの対応に追われ、子どもの集団づくりや障がいのある子どもへの十分な対応ができない。加えて、夏休みには 10 人の追加募集を行っているが職員の加配はない。親のニーズは高いが、夏休みにだけ利用する子どもとの関係づくりや弁当の発注など、困難も抱えている。	3 児童館、小学校、中学校の連携による地域における子どもの居場所の充実	1

課 題	事 例	重点的な取組み	基本方針
<p>児童館は、利用者規模に関わらず、気になる親子の発見、支援につなげることができる職員の専門性を確保する必要がある。</p>	<p>児童館では、一般事務職員の採用になり、専門性を有している職員が少なくなっている。</p>	<p>3 児童館、小学校、中学校の連携による地域における子どもの居場所の充実</p>	<p>1</p>
<p>子育て支援施設は、保護者や子どもの状況に関わらず、すべての人たちが利用しやすい施設でなければならない。子どもや保護者など利用者の意見を取り入れながら、障がいのある子ども、若年の親、ひとり親、外国籍の親など家族形態別グループ活動を可能にする運営方法も含めて環境の整備を行う必要がある。</p>	<p>産後数か月から児童館を利用している母親は、自分の子どもが保育園に通っていないので、保育園内にある地域子育て支援センターには入りにくいと感じている。また、「ひいらぎ」利用の親子グループも集まる場所が欲しいが、「のどかひろば」には入りにくいという意見が出ている。</p>	<p>12 基幹型保育園（地域子育て支援センター）を中心とする地域ブロックを踏まえ教育委員会を含めた行政内部（福祉・保健・教育）の調整・連携の強化、地域資源の活用</p>	<p>4</p>
<p>保護者を取り巻く社会状況は変化し、保護者自身も溢れる情報や職場での立場、または希薄な地域での人間関係の中で、翻弄され子育てへの自信を失い、子どもの最善の利益を踏まえた子育てを実践できない状況に陥る事を十分に理解する事が求められる。そして、その子どもと家庭の抱える問題が深刻化しないよう、保護者の気持ちに寄り添い相談に応じる必要がある。</p>	<p>在籍中の子どもの保護者から「私たちにも気を使って欲しい。」と保育園へ不満・苦情の申立てがある。その背景には、子どもや子育てを取り巻く環境が変化する中で、育児不安や家庭の抱える問題などがある。</p>	<p>8 子育て力向上のための取り組みの推進</p>	<p>2</p>

課 題	事 例	重点的な取組み	基本方針
<p>施設の職員が組織として地域の子育て支援に対する共通した認識を持つことが必要である。</p>	<p>A 認証保育所では、家庭で子どもたちの朝食が菓子パンやヨーグルトのみ、またコーラを与えられたりしていても、保護者に対して初めからそのことを指摘するような対応は行っていなかった。保護者は子どもにとって何が良いものであるかを知らないだけで、保護者との信頼関係作りに時間をかけてから、子育てで大切なことについて、少しずつ伝えることで保護者の理解につなげるという考え方をしており、そのことを職員全員が理解し実践していた。</p>	<p>13 保育支援の拡充</p>	<p>4</p>
<p>児童館は、在宅子育て家庭にとって敷居の低い利用施設になっていて、乳児期から学童期までの継続した見守りが可能である。このような児童館の機能を生かした実践を西東京全体で行っていく必要がある。</p>	<p>田無児童館では、幼児専用ルームや複数の部屋が利用できるため他の親子との交流が難しい母親や、発達に心配のある子どもでも落ち着く場所を見つけることができる。気になる親子に対して寄り添う環境や職員の専門性が保たれている。</p>		

基本方針の数字は、1が「子どもの参加」、2が「おとなになることを支える」、3が「子育て家庭の支え合い」、4が「市民参加型の子育ちと子育て家庭支援」を表す。

## 2 情報化

子ども・子育て支援は、多くの関係機関にまたがり事業を実施している。コミュニケーション力が問われる時代にあって、組織間の連携のためには、組織内における実効的な情報化のあり方が求められる。

(評価・検証)

課 題	事 例	重点的な取組み	基本方針
子どもへの支援を効果的にするために、職員間で子どもに関する情報をどう記録化するか検討する必要がある。	ひばりが丘児童センターでは、気になる子どもに関するシート(フェイスシート、ニーズ整理シート、相談・支援の記録)を作成しており、職員全員が気づいたことを記入し共有することで、子どもへの支援の質を担保している。	3 児童館、小学校、中学校の連携による地域における子どもの居場所の充実	1
日誌や児童票は 子どもの発達の様子、支援に向けて必要な事項、家庭との連携、就学に向けて必要な引き継ぎ事項や他機関との連携記録、といった点を踏まえ、記述内容の見直しが必要である。	保育園・地域子育て支援センター、「ひよっこ」では、かなり細かく(保育場面ごとなど)日誌が記述されており、事務の煩雑さ、多様な書類の整理・保管の困難さがあった。	12 基幹型保育園(地域子育て支援センター)を中心とする地域ブロックを踏まえ教育委員会を含めた行政内部(福祉・保健・教育)の調整・連携の強化、地域資源の活用	4
保育園・地域子育て支援センター共に保護者が申請・契約のために必要な書類については、記入の無駄を省くとともに、書式の統一化を図る必要がある。	保育園・センター共に保護者が申請・契約のために提出する書類の数が多く、記載内容も重複する部分が多くみられた。		
配布資料作成については、保護者にわかりやすいよう書式や情報量を絞り、一定の基準を持って提供できるよう、所属長などによる指導または点検が必要である。	保育園で配布する保護者向けのお便りや掲載する情報については、各施設で工夫が見られる一方で、情報過多や、保護者に分かり辛い表現が見受けられるなどの偏りが見受けられた。	9 子育て情報化の推進・充実	3

課 題	事 例	重点的な取組み	基本方針
子どもに関する情報についてはその子どもが適切な支援をどの施設においても、また就学後も継続した支援を受けられるよう、ケース記録などの情報共有と、共有に有効な方法の開発が必要である。	「ひいらぎ」・「のどか」・保育園・幼稚園と学校では、就学支援シートの提出や「のどか」を通じたケース会議が実施されているが、情報が十分に共有化されていないことで、障がいのある子どもや外国籍の子どもなど支援が必要な子どもに対して十分な支援ができない。	9 子育て情報化の推進・充実	3

基本方針の数字は、1が「子どもの参加」、2が「おとなになることを支える」、3が「子育て家庭の支え合い」、4が「市民参加型の子育ちと子育て家庭支援」を表す。

### 3 連携の点検

連携の重要性はだれもが認識しているが、それが子どもや子育て家庭の必要性に合っているものかということが問われる。なぜそれがずれるかということを考えてみると次のような要因がある。

それは子どもが育つ場は、その年齢に応じた発達や目的によって変化する事と、それにより引き継ぎを含めた組織内の連携ができないことである。そのずれを解消するには、関係機関で、その情報を学校だけでなく学童保育、保育園、幼稚園、各センター等の子どもの生活の場においても共有できる体制をつくる、どのような書類やシートであれば活用できるか協議をするなど、子どもを中心に据えた連携の点検が必要である。

(評価・検証)

課 題	事 例	重点的な取組み	基本方針
子育て支援ネットワークにおける関係機関の会議について、参加機関・施設にとって意義のあるものとするため、会議のあり方について、検討する必要がある。	基幹型保育園は、地域連絡会議が要保護対策地域協議会へ集約されたことにより、要支援レベルでの乳幼児関係機関の情報共有が難しくなったと感じている。	11 子ども総合支援センターの充実	1 3 4

課 題	事 例	重点的な取組み	基本 方針
虐待等の支援・他機関との連携については、子ども家庭支援センター「のどか」が、中心となって連携を進めることが必要である。	<p>認証保育所と基幹型保育園との連携が進みつつあるなか、虐待等の支援・他機関との連携については自主的な行動に任されている。</p> <p>A認証保育所では、虐待対応について、園長の自主的勉強により連携の仕方を模索している状況である。</p>	11 子ども総合支援センターの充実	1 3 4
子ども家庭支援センター「のどか」や「ひいらぎ」と同施設内にある「のどかひろば」の役割について、地域の中で子育てし続けるための施設として、機能の再検討が必要である。	「のどかひろば」は、子ども家庭支援センター「のどか」や「ひいらぎ」とのある程度の連携はとれているが、ケース管理を担う常勤職員がおらず、スタッフレベルでの他のひろばとの交流も無い。		
年3回実施されている「障がい児保育研究会」のケーススタディのノウハウを保育園や地域子育て支援センターのみでの共有にとどまらず、幼稚園や小学校との連携の中で、または研修における活用が望まれる。	「障がい児保育研究会」を年3回程度実施され、ケーススタディが行われていた。	12 基幹型保育園(地域子育て支援センター)を中心とする地域ブロックを踏まえ教育委員会を含めた行政内部(福祉・保健・教育)の調整・連携の強化、地域資源の活用	4
担当部署で異動を行う場合には異動の時期などについて十分配慮し、異動の際の引き継ぎを丁寧に行う必要がある。また、学童クラブのような生活の場の職員が、学校と連携していくために情報を共有できる場づくりが求められる。	異動などの理由で担当者が変わると、現場と現場、担当課と現場での調整が改めて必要となり連携がしにくくなる。加えて、所管が異なることが現場での連携を困難にしている。	3 児童館、小学校、中学校の連携による地域における子どもの居場所の充実	1

課 題	事 例	重点的な取組み	基本方針
各園で転園する子どもに関する情報については、子どもたちが不利益を受けないよう、情報の共有が出来るよう配慮することが必要である。	乳児対象園から転園・移行した場合、または私立園から公立園に転園した場合に、双方の園での子どもに関する情報共有がなされていない。	12 基幹型保育園(地域子育て支援センター)を中心とする地域ブロックを踏まえ教育委員会を含めた行政内部(福祉・保健・教育)の調整・連携の強化、地域資源の活用	4

基本方針の数字は、1が「子どもの参加」、2が「おとなになることを支える」、3が「子育て家庭の支え合い」、4が「市民参加型の子育ちと子育て家庭支援」を表す。

#### 4 研修のあり方・方法の点検

子どもや子育て家庭を取り巻く問題が複雑化・多様化していることを背景として、職員が直面する課題とその役割も変化しつつある。しかし、職員の専門性には差が見られる。人事異動によってこれまでと違う専門性を要請される場合にそれを補強するために専門性形成のための研修が行われる。だがそうしたものの内容の吟味が行われないと多忙な現場から出向いてもその効果が出てこない。研修が現場で役に立つものとなっているのか、現場にとって価値ある研修とはどのようなものであるのか、子どもの権利侵害を防ぎ、育ちを保障していくために、計画の基本理念や基本方針に照らして検討する必要がある。

(評価・検証)

課 題	事 例	重点的な取組み	基本方針
子どもの健やかな成長・発達に必要な障がいの理解や適切な対応について、高い専門性が必要となることから、こどもの発達センター「ひいらぎ」については、職員が新しい遊びや活動方法を学ぶことが出来るよう、実践に必要な研修を受ける必要がある。	「ひいらぎ」では、障がいを持つ子ども個々に合った教材を使用した遊びを積極的に取り入れており、工夫が見られたが、集団の中で思考する遊びや、遊具を使った簡単な身体運動が出来るゲームなどの保育実践が見られなかった。	14 障害児に対する乳幼児期からの成長過程に応じた切れ目ないトータル支援体制の構築と制度改善	3 4

課 題	事 例	重点的な取組み	基本 方針
職員が研修に出ている間の職場の人材確保・バックアップ体制を整備する事が必要である。	現在、職員は曜日ごとに異なる子どもを預かるなど仕事の負担が多く、職員が研修に参加することも容易ではない状況である。	14 障害児に対する乳幼児期からの成長過程に応じた切れ目ないトータル支援体制の構築と制度改善	3 4
正規職員に限らず、すべての職員が公的施設の職員であることを自覚し、子どもたちの保育にあたる必要がある。 また、正規職員が中心となり、非常勤職員も含めてマネジメント行い、「西東京市・子育てワイワイプラン」の基本理念に即した支援について共通認識を深めた上で、担当職務の役割や担当範囲の明確化を行うことが求められる。同時にそれらを育成するための研修も必要となる。	こどもの発達センター「ひいらぎ」では、職員が保育中に子どもの前で、相応しくない姿勢で子どもに対応するなどの場面が見られた。 非常勤職員が多数を占める中で、「西東京市・子育てワイワイプラン」の基本理念に即した支援について、必要な共通認識が十分に理解されていない可能性がある。	11 子ども総合支援センターの充実	1 3 4

基本方針の数字は、1が「子どもの参加」、2が「おとなになることを支える」、3が「子育て家庭の支え合い」、4が「市民参加型の子育ちと子育て家庭支援」を表す。

## 資料

### 調査概要

( 1 ) 調査員 子ども福祉審議会専門委員：安部芳絵

#### ア) 調査先の選定理由

施設名	特徴	運営主体
児童センター	中高生向け	NPOによる指定管理
学童クラブ	大規模	NPOによる指定管理

#### イ) 調査

	実施日時	施設名	ヒアリング対象
1	平成 24 年 6 月 25 日 13 : 30 ~ 15 : 00	ひばりが丘 第 1 学童クラブ 第 2 学童クラブ	職員
2	平成 24 年 6 月 25 日 15 : 00 ~ 16 : 30	ひばりが丘児童センター	職員
3	平成 24 年 7 月 17 日 16 : 00 ~ 17 : 00	第 1・第 2 学童クラブ	小学生
4	平成 24 年 7 月 17 日 17 : 00 ~ 18 : 00	ひばりが丘児童センター	小～高校生
5	平成 24 年 8 月 6 日 11 : 00 ~ 12 : 30	向台学童クラブ 向台第二学童クラブ	職員

(2) 調査員 子ども福祉審議会専門委員：上田美香

ア) 調査先の選定理由

施設名	特徴	運営主体
こどもの発達センター 「ひいらぎ」	発達に遅れのある乳幼児の療育 および子育て相談施設	西東京市立
すみよし保育園	基幹型保育園	西東京市立
地域子育て支援センター 「すみよし」	地域子育て支援センター併設	
田無児童館	乳幼児の親子の利用が多い	西東京市立
A認証保育園	認証保育園 地域の子育て家庭対象のひろば実施	民間
子ども家庭支援センター 「のどか」	子ども総合支援センター (子ども家庭支援センター・のどかひろ ば・こどもの発達センターひいらぎ)	西東京市立
「のどかひろば」		

イ) 調査

	実施日	施設名	ヒアリング対象
1	平成 24 年 6 月 14 日 9:00~15:00	こどもの発達センター「ひいらぎ」	発達支援係長、発達支援 コーディネーター、利用 者(母親)
2	平成 24 年 6 月 25 日 9:00~15:00	すみよし保育園 地域子育て支援センター「すみよ し」	園長、支援センター職員、 保育士、利用者(母親)
3	平成 24 年 7 月 6 日 9:30~12:00	田無児童館	児童青少年課長、 児童館主任、職員、 利用者(母親)
4	平成 24 年 7 月 9 日 9:30~12:30	A認証保育園	園長、事務職員、保育士
5	平成 24 年 7 月 9 日 14:00~16:00 平成 24 年 7 月 11 日 11:00~14:00	子ども家庭支援センター「のどか」 「のどかひろば」	センター長、相談係長、 事務職員、ひろば職員、 利用者(母親)

(3) 調査員 子ども福祉審議会専門委員：宮崎静香

ア) 調査先の選定理由

施設名	特徴	運営主体
こどもの発達センター 「ひいらぎ」	発達に遅れのある乳幼児の療育および子育て相談施設	西東京市立
すみよし保育園	基幹型保育園	西東京市立
地域子育て支援センター 「すみよし」	地域子育て支援センター併設	
A 認証保育園	認証保育園 地域の子育て家庭対象のひろば実施	民間
子ども家庭支援センター 「のどか」	子ども総合支援センター (子ども家庭支援センター・のどかひろば・こどもの発達センターひいらぎ)	西東京市立
「のどかひろば」		
西原保育園	発達に遅れのある乳幼児の療育 および子育て相談施設	西東京市立
こどもの発達センター分室 「ひよっこ」		

イ) 調査

	実施日	施設名	ヒアリング対象
1	平成 24 年 6 月 14 日 9:00~15:00	こどもの発達センター「ひいらぎ」	発達支援係長、発達支援コーディネーター、利用者(母親)
2	平成 24 年 6 月 25 日 9:00~15:00	すみよし保育園 地域子育て支援センター「すみよし」	園長、支援センター職員、保育士、利用者(母親)
3	平成 24 年 7 月 9 日 9:30~12:30	A 認証保育園	園長、事務職員、保育士
4	平成 24 年 7 月 9 日 14:00~16:00	子ども家庭支援センター「のどか」	センター長、相談係長、事務職員、ひろば職員、利用者(母親)
5	平成 24 年 7 月 19 日 9:30~12:30	西原保育園 こどもの発達センター分室「ひよっこ」	園長、保育士、発達支援係長、ひよっこ保育士